

令和元年度 新潟市小須戸まちづくりセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

| | |
|------------|---------------------|
| 評価対象の指定管理者 | 小須戸コミュニティ協議会 |
| 評価対象の期間 | 平成31年4月1日～令和2年3月31日 |

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

| 評価項目 | 評価 | 新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄 |
|----------------|----|--|
| 1 利用時間等 | ○ | 平成27年度に開設し、指定管理5年目となりました。協定書に基づき、適切に管理業務に取り組んでいます。利用団体や地域住民から信頼され、苦情等もなく安定した運営を行い、年間4,256件の利用件数となりました。 |
| 2 適正な人員配置 | ○ | |
| 3 施設の貸出 | ○ | |
| 4 管理運営に関する基本方針 | ○ | |
| 5 案内等の対応と接遇 | ○ | |
| 6 要望や苦情等への対応 | ◎ | |
| 7 緊急体制(事故、救急等) | ◎ | |

2.事業 (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

| 評価項目 | 評価 | 新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄 |
|-------------|----|---|
| 1 地域貢献活動 | ◎ | 多様なイベントを継続的に行ったことで、高齢者や地域の子どもの居場所として定着してきており、いつでも声のするにぎわいのある施設となりました。 |
| 2 情報提供 | ◎ | |
| 3 雇用・労働 | ○ | |
| 4 サービス向上の観点 | ○ | |

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

| 評価項目 | 評価 | 新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄 |
|-----------------|----|--|
| 1 建物保守管理等 | ○ | 小須戸出張所や小須戸地区図書室、包括支援センターも併設されている複合施設のため、定期的に管理運営委員会を開き、情報共有しながら全体的に施設管理を行いました。消防訓練や避難訓練についても合同で開催し非常時に備えました。施設の設備点検を行い、不具合については市へ報告し対応を協議しました。また、施設の維持管理については詳細に記録されていました。 |
| 2 個人情報保護 | ○ | |
| 3 備品等の管理 | ○ | |
| 4 清掃・警備等 | ○ | |
| 5 修繕 | ○ | |
| 6 再委託 | ○ | |
| 7 災害等への対応 | ○ | |
| 8 関係団体、地域との連絡調整 | ○ | |
| 9 管理記録 | ◎ | |

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

| 評価項目 | 評価 | 新潟市秋葉区役所地域総務課コメント欄 |
|------------|----|---|
| 1 管理経費等の縮減 | ◎ | 今年度は光熱水費の節減に努めるとともに利用料金を計画的に活用して利便性の向上を図りました。 |
| 2 利用料金 | ○ | |
| 3 利用者増等 | ○ | |

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

現地調査日:令和2年5月15日

指定管理者である小須戸コミュニティ協議会は、地域の中心的な団体として、当該施設を拠点に様々な活動を展開し、また毎週火曜日の「ほっとカフェ」を開催する等、施設を快適に利用してもらえるよう十分検討し対応する、利用者や地域住民から信頼されている団体です。サービスの提供・地域活動・施設の管理などサービス水準を達成しており、指定管理者として「優良」と評価しました。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 秋葉区役所地域総務課 企画・地域振興グループ 0250-25-5670(直通)